

Important notification about your Tax deducted from salary from City of Anjo

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与	管業等	農産物	不動産	配当	給付	雑所得	譲渡一時
	給与所得	以外の合算							
	その他の所得計	所得区分							
		総所得金額①							

所得控除	雑損	障・寡・勤
	医療費	配偶者
	社会保険料	配偶者特別
	小規模企業共済	扶養
生命保険料	基礎	
地震保険料	所得控除合計②	

課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引
控除	老扶養親族該当区分	本人該当区分	操越損失				
	特同老16歳未満	その他	未成年者	特同寡寡夫	特同寡寡夫	特同寡寡夫	特同寡寡夫
	配定老人	その他	障障者	障障者	障障者	障障者	障障者

(摘要)

※「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額です。

税額	税額控除前所得割額④	納付額
	税額控除額⑤	6月分
	所得割額⑥	7月分
	均等割額⑦	8月分
	税額控除前所得割額④	9月分
	税額控除額⑤	10月分
	所得割額⑥	11月分
	均等割額⑦	12月分
	特別徴収税額⑧	1月分
	控除不足額⑨	2月分
	既充当額⑩	3月分
	既納付額⑪	4月分
差引納付額⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	5月分	
変更前	変更月	
増減	月	

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書 (納税義務者用)

氏名	受給者番号
宛名番号	
指定番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この内容は、法律等の改正により変更になる場合があります。

The monthly deduction amount will be listed.
Payment will be made 12 times from June to May of the following year.

One of the following or blank.
「同一生計配偶者 有」
→If your total amount of income is over 10 million yen and your spouse is dependent, it will be listed.
「住宅借入金等特別控除額」
→It will be listed if mortgage deduction is applied.
「寄附金税額控除額」
→It will be listed if there is a donation tax credit including Hometown Tax

Tax amount deducted from salary. You don't have to pay for it yourself.

If the tax changes in the middle of the year, it will be listed what month it will change.

Please contact us if you are not sure.
Anjo City Hall Municipal Tax Section (North Government building 2nd floor counter 50)
Direct Phone 0566-71-2214
E-mail shiminzei@city.anjo.lg.jp